

越境する唐通事の後裔・鉅鹿家の軌跡

—対外戦争と植民地統治のなかの通訳—

岡 本 真希子

1 はじめに⁽¹⁾

本稿は、江戸時代の長崎で活動した唐通事の後裔について、唐通事の家の一つである鉅鹿家^{おおが}に焦点をあて、対外戦争と植民地統治における通訳との関連から、その軌跡を検討するものである。日本が近世から近代へと移行し植民地帝国へと変貌を遂げてゆくなかで、対外関係や植民地社会と向き合う場では多言語話者が必要とされた。こうしたなか鉅鹿家の後裔は、通訳として、長崎から台湾へと移動し、台湾の法院（本国の裁判所に相当）に活動の場を見出していった。

従来の唐通事に関する研究は、江戸時代に関しては膨大な蓄積があるが、1867（慶應3）年の唐通事制度の解体以後に関する研究は少なく、そのなかでは幕末期から明治時代初期に研究が集中している。それらは、主に個別の唐通事の軌跡を検討対象としながら、言語教育や言語学習との関連から分析を加えている。たとえば、東京外国語大学の初期中国語教育との関連を論じた中嶋幹起の研究⁽²⁾、「旧長崎唐通事」たちによる新たな語学学習の環境や条件獲得の軌跡を明らかにした許海華の研究⁽³⁾、幕末期の満洲語の学習に関わった唐通事たちに関する松岡雄太の研究⁽⁴⁾などである。これらの研究は、唐通事体制の解体前後から明治初期にかけて日本をめぐる国際情勢や使用言語の変化に対応するために、新たな言語の獲得を試みた唐通事たちの動向に焦点をあてたものである。

翻って、唐通事制度の解体以後に関する従来の研究では、日本の対外戦争や植民地統治と唐通事の後裔たちとの関連は未検討であり、また、植民地期台湾における通訳・通訳者研究においても看過されてきた⁽⁵⁾。その理由としては、第一に、唐通事研究が用いる主な資料として、日清戦争終了から間もない1897年刊行の『訳司統譜』⁽⁶⁾や、植民地期台湾関連資料が不十分な時期にあたる1979年刊行の『唐通事家系論攷』⁽⁷⁾に大きく依拠していることが挙げられよう。日本で刊行されたこれらの資料では、明治期半ば以降の情報が欠如しているため、植民地獲得による帝国日本における人の移動は、視野に入れられていない。第二に、1990年代の台湾民主化以降に、台湾史の確立・隆盛と資料のデジタル化・公開が続くものの、研究領域においては、日本史／台湾史といった地域ごとに、あるいは近世史／近代史という時期区分ごとに、個別に研究が進められてきたことが挙げられる。こうしたなかで、時代と地域を越境する多言語話者たちは、その越境性ゆえに、却ってその姿が可視化されなかったといえよう⁽⁸⁾。

これに対して本稿では、明治期半ば以降における日本の対外膨張と周縁の拡大に伴い、地域間を越境する人の移動を視野に入れて、とりわけ植民地台湾との関係において、唐通事の後裔の軌跡を検討する。以下、本稿では、鉅鹿家の後裔である鉅鹿篤義・鉅鹿赫太郎の軌跡を、長崎と台

湾を視野にいれつつ検討する⁽⁹⁾。その際には、アジア歴史資料センターの資料のほか、近年の台湾における資料公開の成果を反映させながら、台湾総督府に提出された履歴書・人事関係書類や戸籍謄本、台湾で発行された雑誌・新聞の掲載資料等を用いる。これは、唐通事の後裔の軌跡を通して、近代日本における通訳という行為について、台湾から捉えなおす試みでもある。

1. 鉅鹿家の祖・魏之琰―福建から長崎の住宅唐人へ

江戸時代の幕府直轄地の長崎では、長崎奉行の管理下で唐船貿易が行われ、その長崎奉行の下には、地役人である唐通事がおかれた。唐通事の創設は1604（慶長9）年⁽¹⁰⁾で、世襲により70数家があった。職能集団としての唐通事たちは、通商・外交の場における通訳業務のみならず、唐船貿易の裁量や、唐人・唐館の管理・統制、国際情勢の上申、長崎の唐寺三カ所との連絡など、広範な職務に従事していた。唐通事は幕末の1867（慶應3）年に解散を命ぜられるまでに、延べ1,644人（実数826人）に上った⁽¹¹⁾。

唐通事たちの出自は、1635（寛永12）年に「中国」貿易が長崎に限定されたのちに長崎に移住した唐人たちであった。このなかで「鎖国」以降に長崎に住居を持つ事を許可されたのが住宅唐人で、日本人女性との結婚が可能であった。また、住宅唐人やその子孫で、長崎奉行より許可されたものは、髪型を弁髪から丁髷に、衣服も中国服から日本の着物にすることが許可され、かつ、姓も林姓は林姓に、陳姓は潁川姓に、劉姓は彭城姓にそれぞれ改められた⁽¹²⁾。唐通事の家系について、劉序楓の研究によれば、その初代の祖籍が確認できる30家のうち、福建籍が23家（福州10家、泉州6家、漳州6家、延平1家）を占めていた⁽¹³⁾。

鉅鹿家の祖もまた福建に來歴を持つ住宅唐人であった。初代の魏之琰^{ぎ し えん}は、1617年に福建省福州府福清県に生まれ、東京（北ベトナム）に兄・魏毓禎^{トニキン}とともに移住して、東京長崎の間を東京船主として貿易に従事した。1654年に毓禎が東京で死去したのち、之琰は一家を挙げて長崎へ移住し、1672年に住宅唐人となった。1679年に魏之琰の息子2人の代から鉅鹿姓を名乗るようになったが、魏之琰自身は鉅鹿姓を名乗らなかった。鉅鹿姓になる際に長崎奉行は、息子2人には元服を仰せつけたが、魏之琰にはそのまま明服を着用するよう申し付けている。なお、鉅鹿は祖籍の河北省鉅鹿^{きょろく}からとったものとされている⁽¹⁴⁾。『訳司統譜』によれば、魏之琰は明朝末期に明の復興のために朱子瑜（舜水）とともに活動し、安南・緬甸と奔走したが、明の滅亡により福州に帰郷し、そののち長崎に渡来したという⁽¹⁵⁾。

長崎の唐通事の諸家では、肖像画（「お絵像」）が伝えられており、魏之琰の肖像画も残っている。錦織亮介の研究によれば、唐通事の肖像画の起源は中国の風習に倣ったもので、祖先崇拝と祖先祭祀の系譜を引くものであり、鉅鹿家に伝わる複数の魏之琰の肖像画も、このなかの一つとして残っている⁽¹⁶⁾。なお、魏之琰は長崎における明楽（明朝の廟堂音楽の名称）の祖といわれ内裏で明楽を演奏したこともあり、その曾孫の魏皓（鉅鹿民部）は「魏氏楽譜」を刊行し、その弟子も「魏氏楽器図」を刊行するなど、江戸時代の日本における明楽交流の重要人物でもあった⁽¹⁷⁾。魏之琰が1689年に死去すると、魏之琰兄弟は之琰の子供たちにより合葬されたが、その墓は

「前方後円の中国式の墓」の形式でつくられた⁽¹⁸⁾。

以上のように、鉅鹿家の祖・魏之琰は、中国における明末から清へ動乱のなかで、福建・東京・長崎と移動し、江戸時代の初期に長崎で住宅唐人となり、当時の日本において明の風習や文化を保持する一方で、魏之琰の次の世代からは、長崎奉行の許可を得て住宅唐人として鉅鹿姓を名乗り元服を行うなど、日本化も行われていった。

2. 第8代：鉅鹿篤義—台湾出兵・在清国領事館における通訳

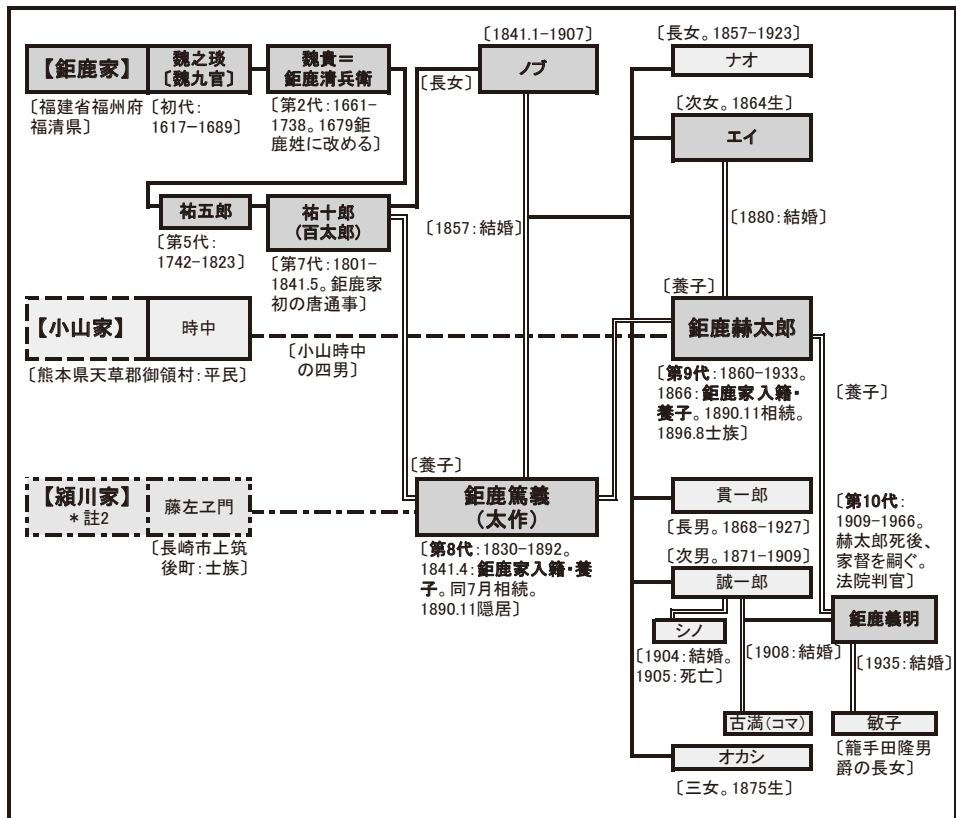


図1 鉅鹿家の家系図

註1：出典は、「鉅鹿赫太郎恩給証書送付ノ件（台北庁）」（『台湾総督府公文類纂』明治44年・永久保存・第6巻。冊號1772－文號3）、「鉅鹿赫太郎氏 逝く」・「内台融和に努力 祖先は明の臣」（『台湾日日新報』1933年4月25日、第2面）、「鉅鹿氏逝去」（『漢文台湾日日新報』1933年4月25日、第4面）、「鉅鹿判官の結婚式」（『台湾日日新報』1935年3月13日、第7面）、宮田安『唐通事家系論攷』（長崎文献社、1979年）962～1000頁、『人事興信録』第12版・昭和14年・上巻（人事興信所、1939年）コ105頁、『人事興信録』第13版・昭和16年・上巻（人事興信所、1941年）コ91～92頁、より岡本作成。

註2：鉅鹿篤義の出自については、宮田安『唐通事家系論攷』（長崎文献社、1979年）に「初村駒百の倅で鉅鹿家の女婿となった」（992頁）「初村駒百の子」（993頁）とされている。しかし、鉅鹿赫太郎が自身の恩給請求の際に台湾総督府へ提出した書類のなかの戸籍謄本（前掲「鉅鹿赫太郎恩給証書送付ノ件（台北庁）」冊號1772－文號3、コマNo.41-44、1911年1月10日附）では、1841（天保12）年4月26日長崎市上筑後町士族の頼川藤左エ門の三男から入籍と記載。本図では、この戸籍謄本に依拠して作成。また、赫太郎の実家についても、同戸籍謄本に依る。

表 1 鉅鹿篤義（太作）の履歴

原籍	長崎県長崎市勝山町（1891年5月26日に岩原郡より移る）		
生年月日	1830（天保元）年3月5日		
属籍	長崎県平民		
実家	長崎市上筑後町士族の瀬川藤左エ門の三男		
鉅鹿家への入籍・相続	1841（天保12）年4月26日に入籍。1841（天保12）年7月29日相続		
鉅鹿家からの隠居	1890（明治23）年11月26日隠居		
死去	1892（明治25）年10月12日死去		
妻	鉅鹿ノブ（養父・祐十郎の長女。1907年11月2日死去）		
年月日	履歴	担当省庁	
1841(天保12)年7月29日	鉅鹿家を相続し、稽古通事となる	長崎奉行	
1850(嘉永3)年 ～1855(安政2)年	満洲語辞典『翻訳満語纂編』の編纂に従事する。		
1851(嘉永4)年12月28日	小通事末席となる		
1867(慶應3)年	小通事助となる		
1868(明治元)年2月16日	通弁役を仰せ付けられる	長崎府	
1868(明治元)年4月20日	上等通弁役を仰せ付けられる		
1868(明治元)年5月10日	漢語教授世話役を仰せ付けられる		
1869(明治2)年9月3日	漢語句読を申し付けられる(改革により従前の名称廃止のため)	長崎県	
1869(明治2)年9月23日	下等通弁役を申し付けられる。権少属心得として勤務。		
1869(明治2)年11月7日	権少属に任ぜられる		
1870(明治3)年1月8日	支那通信取調御用を申し付けられる	外務省	
1870(明治3)年閏10月23日	漢語大句読を申し付けられる	長崎県	
1871(明治4)年7月28日	長崎県権少属に任ぜられる		
1871(明治4)年12月8日	長崎県六等訳官に任ぜられる	大蔵省	
1872(明治5)年10月12日	租税権少属に任ぜられ、五等訳官兼務・長崎在勤を申し付けられる		
1873(明治6)年4月4日	長崎県五等訳官に任ぜられる	長崎県	
1873(明治6)年12月12日	少属心得を以て、外務局事務取扱を申し付けられる		
1874(明治7)年3月18日	長崎県四等訳官に任ぜられる	長崎県	長崎県
1874(明治7)年4月30日	台湾出兵につき、台湾「蕃地」出張を申し付けられる		
1874(明治7)年5月1日	「蕃地」出張中、俸給の外に手当（1ヶ月10円）を下賜		
1874(明治7)年5月2日	「日進艦」に乗船（谷干城らとともに）		
1874(明治7)年6月16日	帰国を申し付けられる。「高砂丸」にて帰国	外務省	蕃地事務都督
1875(明治8)年9月18日	外務四等書記生に任ぜられる。		
1875(明治8)年9月18日	清国天津領事館在勤を申し付けられる		
1876(明治9)年6月6日	清国上海領事館在勤を申し付けられる		
1876(明治9)年7月1日	外務二等書記生を申し付けられる	外務省	正院
1876(明治9)年11月14日	帰朝を申し付けられる		
1877(明治10)年7月9日	依願免本官		

註1：本表は、「鉅鹿赫太郎恩給証書送付ノ件（台北庁）」（『台湾総督府公文類纂』明治44年・永久保存・第6巻。冊號1772－文號3）、「鉅鹿誠一郎恩給証書送付ノ件（台北庁）」（『台湾総督府公文類纂』明治43年・永久保存・第2巻。冊號1601－文號13）、「鉅鹿コマ扶助料証書送付ノ件（台北庁）」（『台湾総督府公文類纂』明治43年・永久保存・第7巻。冊號1606－文號19）、「明治十年分」（「アジ歴資料」B16080036200。フィルムNo.369～373・375～376）、「日進艦乗込少将谷干城外」（「アジ歴資料」C10071935400）、「西郷都督ヨリ林海軍大佐へ四等訳官鉅鹿篤義帰県申付俸給相渡云々來束」（「アジ歴資料」A03031039200）、「瀬川君平『訳司統譜』（瀬川君平発行、1897年〔長崎県史編纂委員会編『長崎県史』史料編・第4巻、吉川弘文館、1965年〕673・712頁）、松岡雄太『長崎唐通事の満洲語学』（明石書店、2019年）4・21～22・26～28・33・45頁より作成。なお、鉅鹿篤義の出自については、前掲の図1と同じ資料から作成した。

鉅鹿家で初めての唐通事が出たのは、1809（文化6）年で、第5代・祐五郎が当主のとき、その孫である百太郎が稽古通事⁽¹⁹⁾に任命されたことによる。百太郎はのちに祐十郎と改め第7代当主となったが、1841年に41歳の若さで死去した⁽²⁰⁾。

このあとを継ぎ鉅鹿家の第8代となったのが、鉅鹿篤義（1830－1892年）である。篤義以降

の鉅鹿家の家系図は図1に、篤義の経歴は表1に示し、これらに基づき検討してゆく。

篤義の出自について『唐通事家系論攷』では、「初村駒百の悻で鉅鹿家の女婿となった」「初村駒百の子」とし⁽²¹⁾、先行研究でもこれが踏襲されている⁽²²⁾。しかし、第9代の鉅鹿赫太郎が台湾総督府へ提出した戸籍謄本⁽²³⁾では、篤義は1841（天保12）年4月26日に長崎市上筑後町の士族・瀬川藤左エ門の三男から鉅鹿家に入籍と記載されている。また、赫太郎の弟・鉅鹿誠一郎が台湾総督府へ提出した戸籍謄本と⁽²⁴⁾、誠一郎の妻・古満が台湾総督府へ提出した戸籍謄本にも同じ記載がある⁽²⁵⁾。したがって本稿では、これら戸籍謄本に依拠する。

篤義の出身である瀬川家本家は、やはり唐通事の家系で、その開祖は福建省漳州府龍溪県の陳冲一で、数々の大通事を排出した唐通事界屈指の名門であった⁽²⁶⁾。1830（天保元）年3月に生まれた篤義は、瀬川家から鉅鹿家に1841年4月に入籍し、その翌月に第7代・祐十郎が死去すると、7月に鉅鹿家を相続して稽古通事となり、1851年12月に小通事末席となった。1857年4月に先代の祐十郎の長女・ノブと結婚している。

幕末期には外国船の頻繁な来航を背景として、長崎奉行は唐通事・阿蘭陀通詞の若年者に対して、満洲語・ロシア語・英語などの学習を命令した。松岡雄太の研究によれば、1850年から1855年まで、満洲語辞典である『翻訳清文鑑』と『翻訳満語纂編』が作成されて長崎奉行所に進呈されたが、篤義は『翻訳満語纂編』の訳編者22名のなかの一人として、巻1から巻5までの全巻の訳編者を担当していた⁽²⁷⁾。

幕末から明治維新にかけての長崎は開港場となり、新たな人々の流入と体制変革にさらされていた。1867年に唐通事制度が廃止され、1868年に明治時代になると、旧唐通事の「一部は長崎府や同県の翻訳官として働き、大部分は維新政府などに重用されて東京・神奈川・兵庫などに移って外交・教育・実業などの分野で日本人として活躍した」という⁽²⁸⁾（以下、本稿では、唐通事制度廃止以後の唐通事経験者については、旧唐通事と呼称する）。

こうしたなかで篤義も、明治元年に長崎府の通弁役や漢語教授世話役となり、翌年に長崎府が長崎県となったのちも、通弁役や訳官などに従事し、長崎の地方行政組織において通訳・翻訳業務に従事していった⁽²⁹⁾。

しかし、明治初期日本の対外膨張のなか、1874年の台湾出兵に際して、篤義は蕃地事務局に動員された。蕃地事務局は陸軍省内に設置され、台湾出兵の予算確保や兵站輸送・情報収集について、陸海軍省をはじめとする関係各省と協議し事務遂行の役割を担うものであった⁽³⁰⁾。許海華の研究によれば、「出兵中の通訳、翻訳、そして対清朝中国交渉、情報収集などに外国語、とりわけ中国語の人材が必要だと考えられ、それが原因で蕃地事務局が他省庁に旧唐通事の譲渡を掛け合っていた」といい、旧唐通事たちは転任・兼任させられる形で蕃地事務局への「譲渡」が行われ、そのなかに鉅鹿篤義の名も含まれていた⁽³¹⁾。

台湾出兵時の篤義の肩書きは、長崎県四等訳官で、1874年5月2日に谷干城少将らとともに日進艦に乗船して台湾へ向かい⁽³²⁾、6月16日に高砂丸で帰国を申し付けられている⁽³³⁾。約1ヶ月半の間、蕃地事務局に従って台湾に滞在していたことになる。

台湾からの帰国後には、長崎県在勤の篤義について、長崎県にあてて外務省から採用の打診があり⁽³⁴⁾、1875年9月、篤義は外務四等書記生に任命され、清国天津領事館在勤を申し付けられた⁽³⁵⁾。清国天津領事館は、日本と清国で国交を樹立した日清修好条規（1871年）に基づき1875年8月に開設されたもので、初代の在天津副領事に池田寛治が任命された。これに伴い、篤義は池田の着任に帯同する形で長崎から同行した⁽³⁶⁾。篤義は翌年6月に上海領事館在勤となり、7月に外務二等書記生となるが、11月に帰朝を申し付けられ、1877年7月に依願免本官となっていた。約1年2カ月にわたり外務省の書記生として、天津・上海の領事館に在勤し、明治初期の日中外交の現場に従事する位置にいたことがわかる。

この退官後、篤義は自身の台湾従軍について、従軍記章の拝受を希望している。篤義への従軍記章下賜に関しては、1879年7月から約1年間にわたる内務省・陸軍省・長崎県の間の往復文書が残されている。それらによれば、1879年7月と11月に、長崎在住の篤義が自ら従軍記章拝受の願いを長崎県に提出し、長崎県を經由して内務省（蕃地事務局閉局後の管轄担当）と陸軍省と交渉が行われた⁽³⁷⁾。篤義自身が、台湾従軍の証を再度にわたり国家に求めていたことがわかる。

従軍記章は、台湾出兵の従軍者への下賜を嚆矢とし、1876年11月制定の「陸軍武官勲章従軍記章条例」（太政官布告第141号）⁽³⁸⁾で制度化されていた。従軍記章の下賜対象は陸軍の軍人軍属であり、勲功の表章と「外国征戦」の記念のために下賜するとされた（第1条）。また、「従軍記章ヲ受クヘキ部分ノ限界ヲ予定」して、「他人ヲシテ妄リニ此記章ヲ希望スルノ念ヲ塞クヘシ」（第14条）として、制限的な下賜と濫発抑制の方針を掲げていた。

篤義からの拝受希望に対して、陸軍省の対応は非常に冷淡であった。すなわち、「鉅鹿篤義ナル者」は、「蕃地従軍名簿中ニモ不相見全ク軍人軍属外之者」といい、陸軍省とは「関係無」いという。そして、「陸軍武官勲章従軍記章条例」にいう下賜対象者とは、「当省軍人軍属ニ限」るものであり、条例がそれ以外の対象者に及ぶことは決して無く、そもそも「篤義ノ如キハ当省従軍名簿中ニモ不相見」ず、「蕃地事務局一時傭之者」にすぎないとして、下賜を拒絶していた⁽³⁹⁾。

このように陸軍省は、軍人軍属の身分の有無による明確な線引きをしており、台湾出兵時の篤義の身分は、蕃地事務局の「一時傭之者」に過ぎず、従軍記章下賜の対象外としていた。篤義自身は、国家の要請により対外出兵に従軍したものの、その証は得られない結末に終わったのである。

篤義は、1890年11月に鉅鹿家から隠居すると、鉅鹿家の第9代として、赫太郎が相続した。その2年後、1892年10月に、篤義は63歳で死去した。

以上のように、鉅鹿家の第8代・鉅鹿篤義は、江戸時代に唐通事の家・潁川家本家から、1800年代以降に唐通事を輩出し始めた鉅鹿家に入籍して、鉅鹿家を相続した。篤義が20歳代になった頃、幕末期の対外情勢の変化により長崎奉行から満洲語学習を命じられ、満洲語辞典編纂に参加するなど、時世の変化に対応しようとした。明治になると唐通事制度は廃止されたが、篤義は長崎にとどまりつつ、長崎府・長崎県などの地方行政機関において通訳・翻訳業務に従事した。しかし、日清修好条規による日清国交成立や台湾出兵などの対外関係の変化のなかで、旧唐通事

たちは、外交交渉の場や出兵の際に通訳として従事していった。従来のように長崎に滞在して行われる通訳業務ではなく、台湾への従軍や在清国領事館における勤務のように、長崎を離れ、日本の対外膨張と軌を一にしながら通訳となっていた。こうしたなかで、篤義自身は、従軍の証（従軍記章）を求めるなど、国家との紐帯を得ることを指向していたといえよう。江戸末期・幕末から明治初期にかけて、近世から近代へと時代を跨いで通訳に従事した篤義の軌跡は、日本の対外膨張とともにその活動領域を拡大して行く軌跡でもあった。

3. 第9代：鉅鹿赫太郎一日清戦争・台湾総督府法院における通訳

鉅鹿家の第9代・鉅鹿^{かくたろう}赫太郎の家系と経歴は、前掲図1および表2に示したようになる。

赫太郎の出自は⁽⁴⁰⁾、赫太郎の戸籍謄本に依ると、その実家は熊本県天草郡御領村の平民・小山家で、小山時中の四男である⁽⁴¹⁾。小山家の所在地である「大島部落」は、江戸時代の「海外密貿易」の基地として繁栄し、「天草の「労働力」と「資材」を背景」として、「大島様として海の豪

表2 鉅鹿赫太郎の履歴

原籍	長崎県長崎市勝山町（1891年5月26日に岩原郡より移る）	
生年月日	1860（万延元）年8月7日	
属籍	平民→士族（1896年8月25日士族に列せらる）	
実家	熊本県天草郡御領村平民の小山時中の四男	
鉅鹿家への入籍	1866（慶応2）年4月26日に入籍。1890（明治23）年11月26日に相続	
妻	鉅鹿エイ（養父・篤義の次女）	
年月日	履歴	担当省庁
1893（明治26）年11月20日	裁判所書記に任ず（神戸地方裁判所書記。7級俸）	司法省
1894（明治27）年10月5日	非職を命ず	
1894（明治27）年10月6日	雇員を命ず。通訳官（大本営附。月俸45円）	陸軍省
1894（明治27）年10月13日	通訳官として第二軍附を命ず。	大本営
1895（明治28）年5月23日	陸軍歩兵中佐神尾光臣に随い清国へ出張	
1895（明治28）年12月3日	雇員を免じ、陸軍通訳を命ず（大本営附。判任官待遇月俸55円）。御用有之清国に差支す（清国へ出張中）	陸軍省・大本営
1896（明治29）年3月10日	帰朝を命ず	陸軍省
1896（明治29）年4月30日	陸軍通訳を免ず	
1896（明治29）年5月5日	神戸地方裁判所書記（7級俸）	司法省
1896（明治29）年6月12日	神戸区裁判所書記を兼補	
1896（明治29）年11月11日	依願免本官	台湾総督府
1896（明治29）年10月31日	台湾総督府製薬所通訳を嘱託（月手当75円）	
1898（明治31）年7月23日	台湾総督府法院通訳に任ず。高等官7等（2級俸）	
1904（明治37）年6月15日	台湾総督府翻訳官に任ず。高等官6等（9級俸）	
1905（明治38）年1月26日	臨時台湾旧慣調査会事務を嘱託（手当なし）	
1905（明治38）年11月27日	台湾総督府法院通訳を兼任。高等官6等	
1906（明治39）年8月7日	台湾総督府法院通に任ず。台湾総督府翻訳官を兼任（9級俸）	
1910（明治43）年7月30日	依願免本官	—
1933（昭和8）年4月24日	死去	

註1：本表は、「鉅鹿赫太郎製薬所通訳事務嘱託ノ件」（『台湾総督府公文類纂』明治29年・永久保存進退・第10巻。冊號113-文號63）、「台湾総督府法院通訳兼台湾総督府翻訳従六位勲六等鉅鹿赫太郎」（『台湾総督府公文類纂』明治41年・永久保存追加・第1巻。冊號1408-文號1）、「鉅鹿赫太郎恩給証書送付ノ件（台北庁）」（『台湾総督府公文類纂』明治44年・永久保存・第6巻。冊號1772-文號3）、「鉅鹿赫太郎臨時台湾旧慣調査会事務嘱託ス」（『台湾総督府公文類纂』明治38年・永久保存進退・第1巻。冊號1117-文號60）、「参日第65号第1」（『アジ歴資料』C07082022700）、『台湾総督府府報』第343号（1898年8月6日）、『台湾総督府府報』第3018号（1910年8月3日）、「鉅鹿赫太郎氏 逝く」（『台湾日日新報』1933年4月25日、第2面）、より岡本が作成。

族の隠然たる天草財閥」を形成し、「長崎と天草の特別の関係」を象徴する家であった⁽⁴²⁾。

1860年生まれの赫太郎は、小山家から鉅鹿家に1866年に入籍して篤義の養子となった。その後、篤義の次女（1864年生）と1880年に結婚し、その10年後の1890年に鉅鹿家を相続した。篤義・赫太郎の二代にわたり、養子入籍後にその養父の娘と結婚し鉅鹿家を継いでいたことがわかる。

赫太郎の初期の経歴は不明な部分が多いが、大正末期に台湾で刊行された書籍によれば、赫太郎は13歳で「雄志を抱いて支那北京に留学し、明治十年を以て業を卒へるや、直に支那総理衙門の四品^{ママ}銜翻譯官となり、駐日欽善^{ママ}〔差カ?〕大臣の翻譯官として在ること十年」と紹介されており、1873・4年頃に清国北京にわたり、1877年に清国の駐日公使とともに日本にいたことになる⁽⁴³⁾。

先代・篤義の死去の翌年、すなわち1893年11月に、赫太郎は裁判所書記として神戸地方裁判所に勤務したが、裁判所勤務から約1年後、対外戦争である日清戦争に、赫太郎は通訳として動員されていった。1894年7月に日清戦争が始まると、赫太郎は10月に陸軍通訳官として清国へ出張し、1896年4月までの約1年半にわたり、陸軍や大本営附として雇員や判任官待遇などといった軍事組織の末端で、低い月俸で雇用された⁽⁴⁴⁾。帰朝後には、1896年5月に再び神戸地方裁判所の書記となり、司法関係業務に従事していたことがわかる。

しかし、その約半年後に、赫太郎は、台湾へと活動の場を移していった。日清戦争後の国際情勢を見ると、1895年4月調印の下関条約により台湾及び澎湖列島は日本へ割譲され、6月17日には台北で台湾総督府は始政式を執行し、台湾統治を開始した。こうしたなかで赫太郎は渡台し、1896年10月には台湾総督府製薬所通訳を嘱託されていた。渡台後は、1933（昭和8）年の死去までの長きにわたって台湾に在住した。

赫太郎の生涯の中で、とりわけ目をひくのは、法院通訳としての活動である。日本統治期台湾の法院は、本国の裁判所に相当する組織として、台湾総督府により1896年5月に設置された。しかしながら、本国の裁判所にはない制度として、法院設置から約2年後の1898年7月に、常設の法院通訳が置かれた。法院における使用言語には固有の規定はなく、本国と共通の「裁判所構成法」により「日本語」が基本とされていたものの、法院通訳は統治末期まで常設され続けており、通訳を媒介とする複数の言語が法院で使用されていたことがわかる。

この法院通訳の創設に際して、赫太郎は最高位にあたる高等官通訳の5名のうちの一人として任官され、その後に高等官通訳が漸減してゆくなかでも、1910年まではほぼ一貫して法院の高等官通訳として勤務し続けた。その赫太郎が法院で使用する通訳言語は、北京官話であった⁽⁴⁵⁾。

ここでいったん、当時の台湾の言語状況を概観すると、先住民族（台湾での現在の呼称は「原住民」）の複数の言語に加えて、対岸の中国大陆の福建省からの漢族系の移民にルーツを持つ言語があり、「福建語」「閩南語」「台湾語」などと呼ばれた（以下、本稿では台湾語と呼称）。この台湾語は、いわゆる北京語とは発音が異なり、かつ、正書法を持たない。台湾領有時の日本本国では、「清国語」「清語」などとして北京官話の系統が学習の主流となっていたが、植民地台湾に

においては、エリート層が使用する北京官話に加えて、台湾語などの複数の言語が存在していた。このほかの広東語（客家語）などの複数の現地社会の言語を総称して、台湾総督府では「土語」と呼ぶこともあった。こうしたなかで、赫太郎の通訳言語である北京官話は、台湾社会では話者が極めて限定的なものにすぎなかった⁽⁴⁶⁾。

多言語社会の台湾において、音声面での言語不通を補うものが、「漢字漢文」であった。陳培豊の研究によれば、内地人⁽⁴⁷⁾と台湾社会での意思疎通は「漢字漢文」を通して行われていた。そして、「表意文字である漢字漢文」には「言文分離」という特質があり、「音声としての「言」の分離を前提に、「文」という意思疎通の一致性を図る」ものであった。そして、「極端にいうと、漢字漢文というビジュアルな記述法は読むのではなく、見る文体」であり「本来、話すだけでは意味の通じない言語や方言を、可視化、文字化、つまり脱音声化によって意思疎通を図る」ものと指摘する。日本の台湾統治においては、「漢文を通した多言語抜き意志疎通の方法」が各方面の交流に援用されていたのである⁽⁴⁸⁾。

他方で、留意すべきなのは、赫太郎も勤務する法院では、審理の方式において弁論や証拠調べを口頭で行うという、口頭審理の原則があるということである。口頭審理主義を採るためには、「音声としての「言」」は不可欠である。そのため、法院における通訳の使用言語をめぐるのは、「土語」の一つであり台湾社会で最大話者数を持つ台湾語と、話者が極めて限定的である北京官話との間で、そのどちらを使用するかをめぐる論争があり、また、通訳制度についても複通訳制度と単通訳制度との可否をめぐる議論が行われていた⁽⁴⁹⁾。



図2 法廷における鉅鹿赫太郎の様子（1899年）

註：本図は、「於台北地方法院盧錦春公判庭見取図」（『高山國』第5号、1899年12月号、14～15頁）に、岡本が図の外に説明を加えて作成。

赫太郎が通訳する様子については、1899年の裁判を描いたポンチ絵が残されており（図2、参照）、台湾人の副通訳と共に、複通訳制度をとっていたことがわかる。ただし、赫太郎自身は、複通訳制度は過渡的なものとみなしていた。退官後の1929年の赫太郎の談話では、以下のようにいう。すなわち、かつての台湾の「司法通訳」は、内地人で「台湾語を解するものなきため」に、「悉く我輩共官話通訳が、官話を解する台湾人を使用して、所謂複通訳でやって来た」

が、「実際複通訳は二重通訳である故、時間経済から見ても、能率の増進を図る上から言ふても、単独通訳の簡便なるに及ばぬこと萬々である」といい、内地人の台湾語精通者の漸増に伴い、

「私は複通制度を廃止し、全部単通に改むべしと時の覆審法院長鈴木宗言氏及台北地方法院長寺島五郎氏に建言した。所が寺島院長曰く、さすればイの一番に君が罷めねばならぬぞと言はれた、固より覚悟のまへ。二重に訳するといふことはその間益す隔を生し、意が遠くなり、誠に不便である。之を単通に改むるは、法院のため、将又台湾の為なりと利害損失の点を説いて、大なる建言をした。それは実際法院の為めに言ふたので、さうすることが法院の利益であるとすれば、私達は何んにも法院かじりついてゐなくてもよいとかう考へて遂に自ら辞したのであった」⁽⁵⁰⁾

と自身の辞職理由について、単通訳制度への移行がその一因と述べていた。

台湾総督府では1910年代に入る頃から、法院通訳のなかから「土語」研究が開始されて「土語」学習雑誌『語苑』の発行が行われ始めており、1920年代以降になると警察ともリンクしながら、台湾語通訳育成が行われてゆく⁽⁵¹⁾。こうしたなかで、通訳言語としての台湾語は必要不可欠であり、下級官僚も含めた台湾語通訳が法院や警察で存在意義を増していった。それに従って、北京官話通訳としての赫太郎は、次第にその存在意義を失っていったといえよう。

なお、前掲の談話で赫太郎は、法院通訳の役割について、「司法の取調べは絶対の威信を持し、法廷の神聖を保たねばならぬ」とし、「苟も権利に名誉に、財産に生命に身分に重大関係があるのだから、その間に隻語半句でも間違ひがあつてよからうか」と喝破しつつ、さらに以下のようにいう。

「通訳は日本国民性を有する人格者にして、その心理も態度も理智も略問者と同一になってこそ通訳としての任務は遂行し得らるるのである。これは私が元この職にゐたからいふといふ我田引水論では決してない、真理である。実際である。私は決して本島人諸君を排斥するものではないが、司法の通訳だけは本来の国民性を有する而かも品性の良き理智に富み語に熟達せる人でなくてははいけないと思ふ」⁽⁵²⁾

すなわち、法院通訳には、技能のみならず、「日本国民性」が必須であるとし、遠回しな言い方ではあるが「本島人」通訳（台湾人通訳のこと）を敬遠する主張をしていた。

しかし、赫太郎自身が鉅鹿家という旧唐通事の家属することには、台湾では独特の視線が向けられていたようである。1933年の赫太郎死去に際して、台湾における日刊紙『台湾日日新報』紙上の記事は、「内台融和に努力 祖先は明の臣」と題して、以下のようにいう。

「逝去した鉅鹿赫太郎翁は明治二十九年乃木大将と共に來台三十一年^{ママ}翻訳官となり四十三年

退官し爾來煙草、塩の仲売人となり内台人の間に立って融和に努めた同氏の祖先は魏姓で福建の福清の出だ、その遠祖は阿南鉅鹿の人である故に鉅鹿の姓を用ゐたといふ明末に明朝の爲め戦ひ一族八十余名戦死し氏の先代は日本に援兵を請ふべく行つたが厚遇されて長崎に止り帰化したものであると」⁽⁵³⁾

このように、魏之琰の後裔であり、明朝に由来を持つ日本への「帰化」者という出自が強調されていたのである。

以上のように、多言語社会である台湾で、台湾語を含む「土語」の生命力の前では、渡台前に獲得した北京官話の存在意義は減少せざるをえず、過渡期の通訳言語である官話通訳としての赫太郎は、その役割を次第に終えていったといえよう。

おわりに

以上のように本稿では、唐通事である鉅鹿家の後裔に焦点をあてて、第1章では鉅鹿家の祖・魏之琰について確認し、第2章では幕末から明治前半期における鉅鹿家第8代・鉅鹿篤義について、台湾出兵と在清国領事館（天津・上海）における通訳としての軌跡を検討した。そして第3章では、明治後半期から昭和初期にかけての鉅鹿家第9代・鉅鹿赫太郎について、日清戦争および台湾総督府法院における通訳としての軌跡を検討した。

通訳としての活動は、接触する現地の国や社会との間で成り立つものであり、単独で構築できるものではない。近世から近代への移行と開国、対外戦争と植民地統治のなかにおいて、唐通事の後裔・鉅鹿家の通訳としての軌跡は、日本の対外膨張と軌を一にするなかで長崎から清国・台湾へと越境しながら、その活動領域を拡大していった。こうして当該社会との最前線に置かれ現地社会との接触するなかで、その役割は決定づけられていったといえよう。

注

- (1) 本稿は、文部科学省の科学研究費・基盤研究(B)「言語帝国主義と「翻訳」－帝国とその「辺境」の文化変容」(16H03467)の共同研究の成果であり、基盤研究(A)「岡松参太郎を起点とする帝国と植民地における法実務と学知の交錯」(18H03618)、同志社大学人文科学研究所の第20期(2019～2021年度)第8研究会「現代レイシズムの批判的比較分析」の成果の一部である。なお、2016～2019年度の「言語帝国主義と「翻訳」」科研研究会では、本研究の方向性につき多くの示唆をいただいた。代表者の平田雅博先生に深く感謝を申し上げたい。
- (2) 中嶋幹起「唐通事の担った初期中国語教育－南京官話から北京官話へ」(東京外国語大学史編纂委員会編『東京外国語大学史－独立百周年(建学百二十六年)記念』東京外国語大学、1999年、「Ⅱ 個別史 中国語」所収) 855～911頁。
- (3) 許海華「幕末における長崎唐通事の体制」(『東アジア文化交渉研究』第5号、2012年2月) 267～280頁、許海華『幕末明治期における長崎唐通事の史的研究』(関西大学大学院文学研究科博士論文、未公開、2012年5月) 1～152頁。
- (4) 松岡雄太『長崎唐通事の満洲語学』(明石書店、2019年)、参照。
- (5) 研究史の概要は、富田哲「日本統治期台湾の通訳者、通訳をめぐる近年の研究動向」(『世界の日本研究

- 2017－国際的視野からの日本研究』国際日本文化研究センター、2017年、322～334頁）、参照。なお、この富田論文には「岡本は台湾の成功大学在職中、楊〔承淑：岡本補足〕主催の研究會に参加していたことがあり」（331頁）との記載があるが、岡本の通訳関連の一連の研究は、国立成功大学人文社会科学研究所に依るものであり、富田のいう当該研究會とは関係はない。
- (6) 頼川君平『訳司統譜』（頼川君平発行、1897年）。唐通事・関係諸役人の系譜を集成編纂したもの。長崎県史編纂委員會編『長崎県史』史料編・第4巻（吉川弘文館、1965年）に翻刻所収。
 - (7) 宮田安『唐通事家系論攷』（長崎文献社、1979年）。
 - (8) なお、唐通事の後裔およびその薫陶を受けて台湾総督府法院の高等官通訳となった者について、本稿筆者は、初歩的分析を以下の拙稿で行っている。岡本真希子「植民地統治前半期台湾における法院通訳の使用言語－北京官話への依存から脱却へ－」（『社会科学』第49巻第4号、同志社大学人文科学研究所、2020年2月刊行予定）の「4.2.1 長崎から台湾へ：唐通事の後裔の系譜」、参照。
 - (9) 赫太郎の養子で鉅鹿家第10代・義明については、本国及び台湾の司法官としての経歴を持つが、通訳としての活動はないため、本稿では検討対象とはせず、司法官に関する別稿に譲る。
 - (10) 創設年には1604年説と1603年説がある。本稿では長崎市の公刊物に依拠して1604年とする（長崎市史編さん委員會編『新長崎市史』第二巻 近世編〔長崎市、2012年〕583頁、注12参照）。
 - (11) 前掲『新長崎市史』第二巻 近世編、558～583頁。
 - (12) 前掲『新長崎市史』第二巻 近世編、578頁。
 - (13) 劉序楓「近世日本における「華僑」社会の形成と変遷」（徐興慶・劉序楓編『十七世紀の東アジア文化交流－黄榮宗を中心に』（台北：国立台湾大学出版中心、2018年）49～50頁。
 - (14) 前掲宮田『唐通事家系論攷』962～963・968頁。
 - (15) 前掲『訳司統譜』（前掲『長崎県史』史料編・第4巻）765～766頁、若木太一「東京通詞魏氏の家系－魏五左衛門龍山を中心に」（『長崎大学教養部紀要 人文科学篇』第37巻第3号、1997年1月）2～3頁。.
 - (16) 錦織亮介「長崎唐通事の肖像画」（長崎歴史文化博物館編『長崎歴史文化博物館 研究紀要』第6号、長崎歴史文化博物館、2012年3月）90～100頁。
 - (17) 前掲宮田『唐通事家系論攷』967・984～985頁。
 - (18) 「鉅鹿家魏之琰兄弟の墓」（長崎市教育委員會編『長崎市の文化財』第10版、長崎市教育委員會、2009年）151頁。長崎市西山元町にあり、1964年に長崎県指定史跡になった。
 - (19) 唐通事は、大通事・小通事・稽古通事の三職を基本としていた。
 - (20) 前掲宮田『唐通事家系論攷』988～992・1000頁。
 - (21) 前掲宮田『唐通事家系論攷』992～993頁。
 - (22) 前掲許海華『幕末明治期における長崎唐通事の史的研究』74頁。
 - (23) 「鉅鹿赫太郎恩給証書送付ノ件（台北庁）」（『台湾総督府公文類纂』明治44年・永久保存・第6巻。冊號1772－文號3）に所収されたコマNo.41～44の1911年1月10日附の戸籍謄本。
 - (24) 「鉅鹿誠一郎恩給証書送付ノ件（台北庁）」（『台湾総督府公文類纂』明治43年・永久保存・第2巻。冊號1601－文號13）に所収されたコマNo.166～167の1909年11月5日附の戸籍謄本。
 - (25) 「鉅鹿コマ扶助料証書送付ノ件（台北庁）」（『台湾総督府公文類纂』明治43年・永久保存・第7巻。冊號1606－文號19）に所収されたコマNo.212～213の1910年3月7日附の戸籍謄本。
 - (26) 前掲宮田『唐通事家系論攷』22～23・85頁。
 - (27) 前掲松岡『長崎唐通事の満洲語学』4・21～22・26～28・33・45頁。篤義の選抜理由は不明（33頁）。
 - (28) 長崎市史編さん委員會編『新長崎市史』第三巻 近代編（長崎市、2014年）369頁。
 - (29) 「明治十年分」（アジア歴史資料センター所蔵。レファレンス番号：B16080036200〔以下、同資料センターの資料は「アジ歴資料」と略し、「資料タイトル」およびレファレンス番号を記す〕）のフィルムNo.369～373・375～376、および前掲許海華『幕末明治期における長崎唐通事の史的研究』74・103～104頁、参照。
 - (30) 「蕃地事務局」（『アジア歴史資料センター』の「アジ歴グロッサリー」<https://www.jacar.go.jp/glossary/>

term3/0010-0020-0010-0010-0020.html。アクセス日：2019年12月14日。

- (31) 前掲許海華『幕末明治期における長崎唐通事の史的研究』70頁。
- (32) 「日進艦乗込少将谷干城外」(「アジ歴資料」C10071935400)。
- (33) 「西郷都督ヨリ林海軍大佐へ四等訳官鉅鹿篤義帰県申付俸給相渡云々来東」(「アジ歴資料」A03031039200)。
ただし、5月中に帰国申付け予定のところ、便船の都合で6月16日となった。
- (34) 「明治八年」(「アジ歴資料」B16080027300)。
- (35) 前掲「明治十年分」(「アジ歴資料」B16080036200)。
- (36) 「池田副領事外二名清国天津へ発途届」(「アジ歴資料」A01100119700)。
- (37) 「長崎より台湾蕃地従軍者処出の義に付伺」(「アジ歴資料」C04028887900)、「5_3_1 内務省より鉅鹿篤義台湾従軍記事願出の件照会」(「アジ歴資料」C09070165800)、「6.1_0 長崎県令 台湾従軍者御処分の義に付上申」(「アジ歴資料」C09121666000)、「内庶より鉅鹿篤義蕃地従軍云々の事」(「アジ歴資料」C04028789700)、「内務より鉅鹿篤義従軍記事の事」(「アジ歴資料」C04028798400)。
- (38) 「陸軍武官勲章従軍記事章條例 11月14日」(「アジ歴資料」C09060309700)。
- (39) 「7_2_2 鉅鹿篤義なる者従軍記事章拝受願内務省より照会の件」(「アジ歴資料」C09070189600)、1880年7月22日付。
- (40) 前掲宮田『唐通事家系論攷』では、出自は未記載で「篤義二女ゑいの婿」とのみ記載(994頁)。
- (41) 前掲「鉅鹿赫太郎恩給証書送付ノ件(台北庁)」(冊號1772-文號3)。
- (42) 菱谷武平「外人居留地に関する若干の長崎古地図について」(2)(『社会科学論叢』第15号、1966年)8-12頁。
- (43) 「鉅鹿赫太郎君」(内藤素生編『南國之人士』台湾人物社、1922年)79頁。また、1878年に初代の清国駐日公使・何如璋の「通事」として、東京府麹町区永田町の清国公使館貸借時の書類に鉅鹿赫太郎の名の記載がある(「麹町区永田町二丁目二番地清国公使館用トシテ貸渡一件」[「アジ歴資料」B12083349700])。このほか、『台湾日日新報』の記事には、「北京にて育ちし半ば支那人の鉅鹿赫太郎氏」(西洲「谷信敬君を惜む(上)」1916年9月17日、第3面)とか、「鉅鹿君は支那に居ること十余年、官話に通じ」(「台湾視察記 広東記者団」1920年9月7日、第2面)などの記述があり、短くない清国滞在期間があったと考え得る。
- (44) 日清戦争期の陸軍の通訳官に対する待遇に関しては、岡本真希子「日清戦争期における清国語通訳官-陸軍における人材確保をめぐる政治過程」(『国際関係学研究』第45号、津田塾大学研修・紀要委員会、2019年3月、27-39頁)、参照。
- (45) 前掲岡本「植民地統治前半期台湾における法院通訳の使用言語」、参照。
- (46) 台湾における重層的な言語構造や呼称については、富田哲『植民地統治下での通訳・翻訳』(台北市：到良出版、2013年)、前掲岡本「植民地統治前半期台湾における法院通訳の使用言語」、参照。
- (47) 日本本国(「内地」)に本籍を置く日本人のこと(日本統治期の戸籍は血統主義であり、出生地主義をとらない)。日本統治期には「内地人」と呼称(以下、カッコを省略する)。
- (48) 陳培豊『日本統治と植民地漢文-台湾における漢文の境界と想像』(三元社、2012年)13-18頁。
- (49) 前掲岡本「植民地統治前半期台湾における法院通訳の使用言語」第2・3章、参照。
- (50) 西洲「司法通訳官の優遇を望む 鉅鹿赫太郎翁談」(『語苑』第22巻第7号、1929年7月)2-3頁。筆者の西洲は、法院通訳で台湾語通訳である小野真盛のこと。
- (51) 岡本真希子「日本統治前半期台湾の官僚組織における通訳育成と雑誌『語苑』-1910-1920年代を中心に」(前掲『社会科学』第42巻2・3合併号、2012年2月、103-144頁)、岡本真希子「『国語』普及政策下台湾の官僚組織における通訳育成と雑誌『語苑』-1930-1940年代を中心に」(前掲『社会科学』第42巻4号、2013年2月、73-111頁)、参照。
- (52) 前掲西洲「司法通訳官の優遇を望む 鉅鹿赫太郎翁談」4頁。
- (53) 「内台融和に努力 祖先は明の臣」(『台湾日日新報』1933年4月25日、第2面)。